

関川水系土地改良区役員並びに総代等の 報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、本土地改良区の役員及び総代(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償額並びに支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬額)

第2条 役員等の報酬は、他に定めるもののほか、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の報酬で、年額報酬は年4回、月額報酬は毎月これを支給する。
- 3 新たに就任又は退職、死亡した者に対しては、月割計算若しくは日割計算して支給する。
- 4 前項に定めるもののほか、役員等の報酬の支給については、職員に支給する給与支給の例による。

(費用弁償)

第3条 役員等が会議の招集に応じたときは、別表第2により費用を弁償する。

(委 任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年11月17日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。(平成19年8月8日総代会議決)

附 則

この規程の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年3月25日総代会議決)

附 則

この規程の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月25日総代会議決)

附 則

この規程の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。(平成30年8月10日総代会議決)

別表第1

職 名	報 酬 額
理 事 長	(月額) 240, 000円
副理事長	(年額) 448, 000円
理 事	(年額) 200, 000円
総括監事	(年額) 210, 000円
監 事	(年額) 190, 000円

別表第2

職 名	費用弁償(日額)	
理事長、副理事長、理事、 総括監事、監事、総代	理事会・監事会(監査)・総代会・ 正副理事長会議・担当理事会議 ・委員会 上記以外の土地改良区が行う行 事、又は公式に主催する会議、 並びに他団体が主催する行事又 は会議に参加・出席する場合	4, 000円
総代	総代会	7, 000円
工事委員、評価委員 換地委員、その他委員等		7, 000円 なお、会議時間が4時 間未満の場合、費用 弁償支給額は、4, 0 00円とする。

